

議員発案第1号

由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年3月8日提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫様

提出者	由利本荘市議会議員	伊藤順男
賛成者	同上	佐藤勇
	同上	伊藤岩夫
	同上	今野英元
	同上	佐々木隆一

提案理由

組織機構の改正に伴い、常任委員会の所管事項を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265条）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「出納室」を「会計課」に改め、同項第2号中「保育園民営化・地域資源を活用した遊び推進事務局」を「木のおもちゃ美術館整備推進事務局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の由利本荘市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、改正後の由利本荘市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員の職として選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により各常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例の規定により各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。